

外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
～外国人家事支援人材の活用～
(国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業
国家戦略特別区域法第16条の4 平成26年10月31日施行)

特例措置前

○家事支援に従事する外国人は、外交官や高度外国人材等の個人的使用人として雇用される場合に限り、入国・在留を認められている。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の五

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第一号、第二号及び第二の二号

ニーズ

○少子高齢化の中で、家事の負担を抱える方々の支援ニーズが増加○ 女性の活躍推進等の観点から、その働き方の幅を広げるためには、家事負担の軽減が必要。

特例措置

○国家戦略特別区域内において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材について、入国・在留(在留資格「特定活動」)を可能とする。

効果

○女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長。